第5章

届出制度

第1節	建築等の届出	 143
第2節	休廃止の届出	144

第5章 届出制度

第1節 建築等の届出

1 居住誘導に関する届出(都市再生特別措置法第88条関係)

居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅の開発又は建築等行為を行おうとする場合は、 届出対象行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要です。

(1)届出対象行為

①開発行為の場合

- ・3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000m²以上のもの

②建築等行為の場合

- ・3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



出典: 改正都市再生特別措置法等について(国土交通省、平成27年(2015年)6月1日時点版) より一部編集

図 91 居住誘導に関する届出

(2)添付書類

①開発行為の場合

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1,000 分の1以上)
- ② 設計図(縮尺 100 分の1以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

②建築等行為の場合

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺 100 分の1以上)
- ② 住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ③ その他参考となるべき事項を記載した図書

2 都市機能誘導に関する届出(都市再生特別措置法第 108 条関係)

誘導施設を有する建築物に関する開発又は建築等行為を、当該施設が設定されている 都市機能誘導区域外で行おうとする場合は、届出対象行為に着手する日の30日前まで に、市長への届出が必要です。

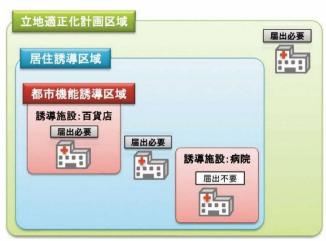
(1)届出対象行為

①開発行為の場合

• 誘導施設を有する建築物の建築 を目的とする開発行為

2建築等行為の場合

- 誘導施設を有する建築物を新築 しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の 用途を変更して、誘導施設を有 する建築物とする場合



出典: 改正都市再生特別措置法等について (国土交通省、平成27年(2015年)6月1日時点版)

図 92 都市機能誘導に関する届出

(2)添付書類

①開発行為の場合

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1,000 分の1以上)
- ② 設計図(縮尺 100 分の1以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

②建築等行為の場合

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 100 分の1以上)
- ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ③ その他参考となるべき事項を記載した図書

第2節 休廃止の届出

● 休廃止の届出(都市再生特別措置法第108条の2関係)

都市機能誘導区域内で、当該都市機能誘導区域に設定されている誘導施設を休止又は廃止する場合は、休止又は廃止をする日の30日前までに、市長への届出が必要です。